

毎週火、金曜日発行（但休日相当は翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 土地の公用廃止
  - 家畜人工授精に関する講習会の実施
  - 肥料の検査結果
  - 物品の移入検査区域の指定
  - 土地改良事業の認可
  - 結核病検査等の実施
- ◇選管告示 鳥取県知事選挙に關しなされた収支に關する報告書の要旨
  - 団体の解散による寄附等の収支に關する報告書の要旨
  - 鳥取県選挙管理委員会の招集

## 告示

### 鳥取県告示第九十一号

次の土地は、昭和三十八年三月八日から公用を廃止し

だ。

昭和三十八年三月八日

鳥取県知事

場

石 破 二 朗

岩美郡国府町大字奥谷字宝蔵免三六五ノ四地先

農道 九坪九合十勺  
水路

鳥取市大杖字横長二六九ノ二地先

農道 三坪一合

### 鳥取県告示第九十二号

次の土地は、昭和三十八年三月八日から公用を廃止した。

昭和三十八年三月八日

鳥取県知事

場

石 破 二 朗  
所 地目 面 積

倉吉市下田中字西新添六八八番一  
地先

道路 五坪四合七勺

### 鳥取県告示第九十三号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十

六条第二項第二号に規定する家畜人工授精に関する講習  
会を次のとおり実施する。

日	時	午	科	前	午	目	後	開	催	地
三月	十五日		関係法規			繁殖生理				東伯郡赤崎町
	十六日		家畜改良と登録			胎生遺伝概論				鳥取県畜産試験場
	十七日		器具機械、消毒			生殖器解剖				
	十八日		繁殖生理			生殖器解剖、生殖器解剖(実習)				
	十九日		精子生理、精液精子検査法			精液精子検査法				
	二十日		種付けの理論			発情鑑定(実習)				
	二十一日		人工授精			人工授精				
	二十二日		人工授精			人工授精(実習)				
	二十三日		人工授精(実習)			人工授精(実習)				
	二十四日		修業試験			修業試験				

鳥取県告示第九十四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第一項の規定に基づき、昭和三十七年十二月に実施した肥料の検査の結果を同条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十八年三月八日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十八年三月八日

肥料の種類	保証	証	票	添	附	者	検査点数	うち不合格点数
第一種混合りん肥	西武化学工業株式会社						一	〇
第一種複合肥料	窒磷加肥料工業株式会社						六	〇
	住友化学工業株式会社						一	〇
	三菱化学工業株式会社						一	〇
	新日本窒素肥料株式会社						一	〇
	日産化学工業株式会社						一	〇
	日本興油工業株式会社						一	〇
	永田物産株式会社						一	〇
	内海塩業株式会社						一	〇

- なたね油かす粉末 日本興油工業株式会社
- 蒸製骨粉 永田物産株式会社
- 硫酸マグネシウム 内海塩業株式会社

鳥取県告示第九十五号

豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号)第一条の規定により、昭和三十八年三月八日から豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入禁止する区域として岡山県児

島市を指定する。

昭和三十八年三月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九十六号

大鴨土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとす





政党、協会その他の団体名	収入又は寄附の総額	一件千円以上の寄附総額	一件五百円以上の寄附総額	支出の総額	一件千円以上の支出総額	一件五百円以上の支出総額	報告書受理年月日
自由民主党	1,000.000	1	1	1,000.000	1	1	昭和三七、一四
自由民主党鳥取県支部連合会	1,310.000	11	11	1,140.000	11	11	一〇、一一、一〇
日本共産党鳥取県委員会	3,150.000	1	1	3,150.000	1	1	一〇、一一、二五

四 主たる寄附者及び支出

(一) 寄附者

政党、協会その他の団体名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は主たる事務所の所在地
自由民主党鳥取県支部連合会	1,000.000	1	自由民主党		東京都千代田区
	150,000	5	仲原 善一	国会議員	〃
	100,000	1	宮崎 正雄	会社社長	鳥取市
	60,000	5	木島 公之	県会議員	〃
	4,000	1	日本共産党鳥根県委員		松江市

(二) 支出

政治、協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的
自由民主党鳥取県支部連合会	100,000.000	10	人件費
	132,260	4	旅費
	126,590	19	通信運搬費
	14,480	3	消耗品費
	57,150	5	印刷費
	81,500	45	広告費
	56,000	6	事務所費
	265,728	23	会議費
	84,709	12	選挙対策費
	32,375	7	宣伝費
	289,120	6	返済金
	4,000	2	予備費
日本共産党鳥取県委員会	27,500	5	寄附
	4,000	1	交通費
自由民主党	1,000,000	1	鳥取県知事選挙のために石破二期に交付

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条の規定により、次の団体から解散の届出があつたが、その際における寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十八年三月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福 光 正 義

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨

一 種 類 政治資金規正法第十七条の規定による報告書

二 期 間 昭和三十八年一月一日から

昭和三十八年一月十日まで

三 報告書の要旨

鳥取県振興協議会	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上一件五百円未満の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額	一件千円以上一件五百円未満の支出		一件五百円以上の支出	報告書受理年月日
	件数	総額	件数	総額	件数	総額		件数	総額		
											昭和三八、二六

四 主たる寄附者及び支出

(一) 寄附者 該当なし

(二) 支出 該当なし

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

昭和三十八年第二回鳥取県選挙管理委員会を、次のとおり招集する。

昭和三十八年三月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一日時 昭和三十八年三月九日 午後三時

二 場所 鳥取県市東町一丁目

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 鳥取県議会議員選挙の執行について